

令 7 薬務 第 715 号
令和 7 年 (2025 年) 10 月 22 日

一般社団法人山口県医師会長
一般社団法人山口県薬剤師会長
一般社団法人山口県医薬品登録販売者協会会長
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会山口県支部長
山 口 県 薬 業 卸 協 会 長
山 口 県 医 薬 品 配 置 協 議 会 長

様

山口県健康福祉部薬務課長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の取扱いについて

このことについて、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長から別添のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知をお願いします。

なお、通知の電子ファイルを下記ホームページに掲載しています。

記

薬事・令和 7 年度厚生労働省等通知（薬局・医薬品等販売業）
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/298724.html>)

薬事班
担当 矢野
TEL 083-933-3020
FAX 083-933-3029